

第107回ILO総会について

○会期、場所

2018年5月28日～6月8日、スイス（ジュネーブ）

○日本からの出席者

政府側：牧原厚生労働副大臣、本多厚生労働省大臣官房総合政策・政策評価審議官 他

労働者側：逢見連合会長代行、郷野参与 他

使用者側：得丸経団連雇用政策委員会国際労働部会長、松井労働法制本部参事 他

1. 本会議(各国代表演説等)

- 概要：「職場における女性イニシアチブ」（ILO創設100周年イニシアチブの1つ）をテーマとして、労働の世界における女性を巡る課題について、各国政労使代表による演説が行われた。
- 日本は、牧原厚生労働副大臣、逢見連合会長代行、得丸経団連雇用政策委員会国際労働部会長が演説。
- 日本政府からは、女性活躍推進に関する対応や「働き方改革」など我が国の取組について紹介するとともに、他国に先駆けて少子化や長寿化が進み、人手不足を抱える課題先進国として、日本の経験を世界の課題解決に役立てられるよう、共に取り組んでいくことを呼び掛ける演説を行った。
- 郷野連合参与（ILO理事）が労働者側副議長を務めた。

2. 労働の世界サミット

- 概要：本会議の一環として、「平和と強靱性のための雇用とディーセント・ワーク」をテーマとする労働の世界サミットが開催された。
- コロンビアの石油会社テルペル社社長、コロンビア労働組合連盟(CTC)書記長、在ジュネーブ国際連合ボスニア政府代表部大使などによるパネル討議が行われ、紛争や危機、災害からの復興に際してディーセント・ワーク（人間らしい働きがいのある仕事）を創出することの重要性などが議論された。
- また、アイルランド、中央アフリカ共和国の現職大統領による特別講演が行われた。
- サミットに併せ、「労働における基本的原則と権利に関するILO宣言」の採択20周年記念イベントも開催された。

3. 基準適用委員会

- 概要：各国における条約の適用状況に関する個別審査等（全24件）
- 日本のILO第87号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）の適用が個別審査の対象となった。公務員の労働基本権の制限が論点であり、審査の結果、自律的労使関係制度についての慎重な検討に加え、消防職員と刑務官への同条約の適用において警察と同視できるかや、人事院の手續が中立かつ迅速な調停・仲裁を確保しているかについての検討を、社会的パートナーと協議しながら行うことなどを要請するとともに、これらの勧告を実施するための期限を定めた行動計画の策定及び2018年秋までの報告を要請する結論が採択された。

4. 持続的な開発目標の支援におけるILOの効果的な開発協力に関する委員会

- 概要：ILOの開発協力について、持続可能な開発目標（SDGs）への貢献、三者構成と社会的対話による付加価値、他の国際機関との関わり方、資金調達の在り方等について議論。
- 結果：ILOによる国連開発システム改革のプロセスへの参加、ILOの開発協力のための指針とロードマップが提示され、今後、行動計画を策定の上、取組を進めていくことが採択された。

5. 仕事の世界における暴力とハラスメントの終焉に関する委員会（基準設定）

- 概要：仕事の世界における暴力とハラスメントに関する初の国際労働基準の策定について議論（2回討議の第1回目、2019年ILO総会で採択予定）。
- 結果：文書の形式を「勧告により補完される条約」とすることが採択されたほか、定義及び範囲、条約の主な内容（包摂的で統合されかつ性別に応じたアプローチ、防止措置、支援とガイダンス等）について議論がなされたが、勧告の主な内容については今回全ての審議を行うことができなかった。条約案及び勧告案については来年さらに議論が行われる予定。

6. 社会対話と三者構成主義に係る周期的議論に関する委員会

- 概要：ILO総会では、①雇用、②社会的保護、③社会対話、④労働における基本的原則及び権利の4つの目標に関してILOや加盟国の取組について周期的に議論を行っており、今回は、上記③について議論。
- 結果：加盟国に対する社会対話のための法的・制度的環境の促進、ILO事務局に対する情報分析や加盟国への支援等の取組を求める結論が採択された。

7. その他

- 6つの条約の廃止及び3つの勧告の撤回について議論が行われ、本会議での投票の結果、全て提案のとおり廃止・撤回することが決定された。
- 2006年海上労働条約第8条に関する第3回特別三者委員会の結論に基づき提案された同条約の改正提案について、本会議での投票の結果、賛成多数で承認・採択された。